

# 堺市人権施策推進審議会会議録（概録）

（開催日：令和2年7月29日）

## 堺市人権施策推進審議会会議録（概録）

日 時：令和 2 年 7 月 2 9 日（水） 午後 2 時から

場 所：堺市役所 本館 3 階 大会議室 1

出席者：（委員）

井藤委員、大井委員、呉委員、金丸委員、  
新ヶ江委員、松波委員、山口委員、山本委員

（堺市）

光齋市民人権局長、懸樋人権部長、太田学校教育部部理事、  
出野人権企画調整課長、松尾人権推進課長、  
福田人権企画調整課長補佐

（傍聴人） 2 人

（開会）

- 1 委員紹介
- 2 市民人権局長挨拶
- 3 審議案件

（1）人権に関する市民意識調査について

○新ヶ江会長 それでは、案件に入りたいと思います。案件（1）「人権に関する市民意識調査について」、事務局より説明をお願いいたします。

○出野人権企画調整課課長 人権企画調整課の出野でございます。それでは案件（1）人権意識調査につきまして、御説明させていただきます。着座で説明失礼いたします。なお、本日の資料は素案を示しておりますので、本日は皆様方からの御意見を頂き、それを踏まえて最終案として取りまとめたものを 10 月に開催を予定しております審議会にてお示ししたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

まず資料 1 「第 8 回人権に関する市民意識調査について」を御覧ください。

調査の概要ですが、（1）「調査目的」にありますように、この調査は「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に掲げたまちの実現に向け、市民の人権に関する意識の現状を把握し、今後の人権施策の方向性を明らかにすることを目的に実施いたします。

次に（2）「調査設計」ですが、調査地域は堺市内全域、対象者は市内在住の 16 歳以上の 3,000 人、抽出方法は各区の人口比率に合わせて住民基本台帳から無作為抽出を考えております。なお、前回の調査では若年層の回答率が低いという御意見がございましたので、今回は、3,000 人のうちの 500 人を 16 歳から 29 歳以下を対象とし、残りの 2,500 人は 16 歳以上を対象とするということで、若年層の配付数を増やすことを予定しております。

調査方法は、質問票を郵送でお送りし、調査期間中に札状兼督促のはがきを一回送付

いたします。この点は前回と同じ形で行いたいと考えております。調査時期は、11月中を予定しております。10月に国勢調査がありますので、その後ということで考えております。

参考に資料1の中ほどに前回実施した調査の概要を記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

続きまして、2「調査の内容」ですが、質問内容につきましては、後ほど資料2と3で説明させていただきます。なお、今回の質問数ですが、前回54問ということで多いのではないかと御意見をいただきました。また、若年層の回収率に関係があるのではないかとということもあり、質問数は若干減らしております。なお、質問事項につきましては、総合的見地から検討し、精査をしております。

次に、この調査では個別のさまざまな人権課題に対する質問についての意識と年代別・性別のクロス集計・分析をしております。それから幾つかの質問に対しては、経年変化による意識の変化を分析しております。

次に(4)「調査項目」ですが、記載のとおり項目で、前回の項目と同様としております。人権に関する基本的な事柄や、個々のさまざまな人権について問い、性別や年齢などの属性や生活のゆとりが意識と関係しているのかを調査いたします。

それでは資料2の質問の項目の説明をさせていただきます。ここでは、前回と今回の質問の項目を比較できるように記載しております。先ほど御説明したとおり、前回54問でしたが今回は、現在のところ46問で考えております。

同和問題についてですが、時代の流れと共に質問内容が古くなったものや、聞き方を変えたほうが良い質問、重複する質問などについて一部を修正しておりますが、経年比較を取るべき質問についてはそのままとしております。

個別のさまざまな人権問題については、基本的に「次の考え方について、あなたはどうか」という統一した質問の仕方と設定しており、それぞれの問題に対してどのような意識をもっているかを調査いたします。

また、新しい質問といたしまして、新型コロナウイルスに関することを加えております。日常生活が大きく変化したことにより、少なからず意識に影響するものではないかと、考えております。

また、SDGsに関する質問を設定しております。その認識度や自分の普段の行動に関わりがあるかなどにつきまして問いたいと考えております。

次に啓発活動につきまして、人権に関する学びの経験、また人権に関する講演会や研修会などへの参加経験などを問いたいと考えております。また堺市の人権に関する事業や関連施設の認知度、利用度を調査し、今後の人権施策の参考としたいと考えております。

それでは具体的な意識調査案について、説明いたします。

資料3-1を御覧ください。こちらは調査票の表紙となっております。

続きまして、資料3-2、資料の左側が前回の調査票を記載しており、右側が今回の調査票（案）でございます。前回からの変更箇所には黒塗りで印を付けております。なお、今回の質問は案の段階ですので、先ほども申しあげましたように本日、委員の皆様のご意見を頂きまして10月には質問を完成させていく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに「人権に関する考え方」につきまして、3問を用意しております。問1は人権に関する法律などの知識を問う質問としております。これは前回の問43で聞いておりましたが、「知ってる、知らない」といった知識を問うものは、答えやすい質問ということで、第1問にいたしました。内容につきましては、前回の調査以降に制定された法律の、オ．部落差別解消推進法、キ．障害者差別解消法、ク．ヘイトスピーチ解消法のほか、昨年度から実施している堺市パートナーシップ宣誓制度や、最近注目されているプロバイダ責任制限法を新たに設定いたしました。

次に、問2では「人権に対する考え方」を問うております。人権に関するさまざまな考え方についてどう思うか、その意識について調査します。

問3の「関心のある人権問題について」ですが、前回と比較して選択肢を増やしております。これは法務省の啓発活動強調項目である17の項目のほかに労働者の権利や若者の労働問題、災害時の避難所生活における人権問題を追加しております。また、それぞれの項目には説明としてどのような問題があるのかが分かるような説明を加えております。

次に、前回の第3問の「あなた、もしくはあなたの家族や親しい友人に人権問題で暮らしにくさを感じている人はいますか」という質問ですが、前回の結果では多数が「そのような人は身近にいない」という回答結果でした。また、質問として他人の感情について問うのは答えづらいのではないかとということで、今回は削除しております。

次は「あなた自身に関することについて」でございます。ここでは問4から6まで人権を侵害されたことについて問うております。今回、問6では「人権を侵害されたとき、どうしたか」という質問を設定し、そのときどのような相談をしたか、または何もしなかったのかを調査したいと考えております。

また、問7ですが、「あなたの身近に以下のような方はいますか」を追加しており、これは削除しました昨年度の問3に代わる質問としております。これにより身近な人の中に人権侵害を受けた人、または受ける可能性がある人がいることと、人権に関する意識に関係があるのかを調査します。

次に、「同和問題について」です。前回の問7と問9の両方とも部落差別の有無を問う質問でしたので、問9に集約いたしました。また、問9では前回のア、イ、ウに加えましてインターネットに関することと、日頃の付き合いを追加いたしました。

そして、問10では、「インターネット上に同和地区の所在地を載せることについてどう思うか」を追加しております。

さらに問11は前回では「あなたのお子さんの結婚した相手が同和地区の人であった場合、あなたの身近な親類はどのような態度をとると思いますか」という質問でしたが、自分の子どもの結婚について親類の態度を想像して答えるのは答えづらいのではないかと、このことで、「自分の結婚相手が同和地区の人であった場合、あなたの身近な人、叔父、叔母、兄弟姉妹などはどのような態度をとると思いますか」という、よりイメージしやすい質問に変更いたしました。

問15ですが、「差別的な言動や落書きを見聞きしたことがあるか」という問では前回の調査から今までの間に見たことがあるかを調査するために期間を区切って、「過去5年ほどの間に見聞きしたことがあるか」という質問としております。

前回の問17では部落差別をなくす方法を聞いておりますが変更し、寝た子を起こすな論や地域分散論、協働のまちづくりをそのままとし、新しい設問でイ、エ、カ、を設定しております。追加した問題については、現代的な差別の考え方で、既に差別はなくなった、という新しいレイシズムと言いますか、差別はなくなったのに差別を訴えているという考え方について問うております。

問18ですが、前回までは「同和教育」という言葉を使っておりましたが、現在は「人権教育の一環として同和問題の学習」という言葉を使っていますので、その表現に変更しております。

次に、「女性の人権」ですが、本年度に、本市の男女共同参画推進課が男女共同参画に関する市民意識・実態調査を実施しております。この人権意識調査と重複しない形で質問を設定させていただいております。なお、前回の問21のDVに関する質問は男女共同参画推進課の調査にて実施しておりますので、この案におきましては、抜いております。

続いて「子どもの人権」ですが、前回の問22では、虐待に関する質問をしておりましたが、選択肢がいわゆる虐待の内容で必然的に「そう思う」と答える割合が高く、項目がどう見てもそれは虐待だろうということで削除いたしました。

次に、「障害者の人権」です。ここでも女性及び子どもと同様に「次のような考え方についてどう思うか」という形で質問をしております。前回の問24、25で合理的配慮についての質問をしておりましたが、今回の問22の中に合理的配慮に関する設問ア、イを加えております。

そして次が「高齢者の人権」でございます。これも同様に「次のような考え方について、どう思うか」としてしております。前回の問28の虐待の質問については子どもの人権と同様の理由で削除しております。

次に「日本に住む外国籍住民の人権について」ですが、「次のような考え方について、どう思うか」という質問に変更しております。前回の問33の植民地に関する質問を問27のキに統合しております。

続きまして、「さまざまな人権」です。前回の問35と36につきましては、まとめて

一つの質問として問33で設定しており、後ほど説明いたします。

まず、インターネットに関する質問を設定しております。最近では、インターネットに関する誹謗中傷など、社会的に関心が高まっているので2問設定しました。問24では、考え方について聞いておりますが、最近注目を集めているメディア・リテラシーに関する項目を追加しております。また問31では「誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みを見たことがあるか」について問うております。

問32は「性的マイノリティ」に関する質問です。これに関しては徐々に社会的理解度が高まりつつありますが、市民の意識はどうか調査いたします。

続いて問33「さまざまな人権について」を質問しております。先ほど説明いたしました前回の問35、36を一つの質問に統一して設定しております。

次に、問34では「新型コロナウイルス」に関する質問を新たに設定しました。ここではコロナに関する人権侵害に関することを問うております。ケで「ストレスが増えた」という質問がありますが、ストレスがあることでそれが考え方や意識に影響があるのでは、ということを探りたいと考えております。

続きまして、これも新しい質問ですが、「SDGs」に関する質問を2問設定しております。まずSDGsに関する認知度、そして「17のゴールにつながる行動を普段しているか」ということを問うております。

続いて、問37からの「人権問題の啓発」ですが、ここでは学習の経験を問うております。学校で学んだ経験とその分野、学校以外の例えば、市が主催する講演会、職場での研修会などの経験、また人権の理解を深めるのに役立つ手法を問うております。また、堺市の人権に関連する事業や施設の認知度と利用度を聞いており、人権学習の経験と研修や施設の利用度を探っていきたいと考えております。

最後に、「あなた自身について」ということで、回答者の属性を問うております。今回は問42の性別欄を記述式に変更しております。その他、分析に必要としない住んでいる区などの質問を削除しております。また、前回の問54の「あなたは自分のことが好きですか」という問は問2のシに「自分を好きになることが、人権を大切にすることにつながる」という項目として統合しております。

以上、今回46問の質問を設定しておりますが、本日お示ししておりますのは素案ですので、皆様方からのさまざまな御意見を踏まえて最終案として、10月の審議会にてお示しさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

少々長くなりましたが、以上です。

○新ヶ江会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問があればお願いいたします。

○山本委員　　よろしいですか。資料1の調査対象ですが、この3,000人の内訳の2,500人と500人とありますが、この16歳以上と16歳以上29歳以下というのは、

どういふことか説明お願いしたいのですが。

○金丸委員 私も意味が分からないです。

○山本委員 意味分からないね。

○金丸委員 よく分からない。

○山本委員 16歳以上がダブってるのかな。

○金丸委員 16歳から29歳も16歳以上ですよ。

○山本委員 その辺の区分けは。

○出野人権企画調整課課長 失礼いたしました。2,500人につきましては、完全無作為抽出によりまして、年代層に関わりなくやるということでございます。500人につきましては、この年齢層から無作為抽出ではございますけれども、この年齢層からの回答者ということで選ばせていただきます。

○山本委員 それだったら29歳以下だけでいいのでは。この辺がややこしいですね。

○出野人権企画調整課課長 失礼いたしました。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○山本委員 はっきり分からない。

○金丸委員 送ってきてもらったときも意味が分からなかった。

○光齋市民人権局長 すみません、16歳以上が全体で、それが2,500人です。それとは別に16歳から29歳の人だけを取り出し、それが500人ということで、パイが違ふ感じですよ。

○山本委員 違いますね。だけどこの29歳までがダブりますね。

○光齋市民人権局長 同じ人には行かないです。当然ですけども。

○山本委員 ただ年代別にデータ、情報を取るのだったらダブってきますね。

○光齋市民人権局長 500人以上、16歳から29歳の人がいることにはなります、それは間違いなく。言われていることはそうです。

○山本委員 そういうデータを望んでいるのですか。望んでいると言うのはおかしいけど。

○新ヶ江会長 それは統計的には、偏りは結果には反映されないですか。その辺のことがよく分からないですけども。16歳以上の人たちが多くなるということですよ。そのところで全体的な結果が出たときに、偏りなどは出ないということでしょうか。

○出野人権企画調整課課長 まず総合的分析におきましては、2,500人の数字が一つの基盤と考えております。前回以前は、若者の世代、若年者層がどのような考え方を持っているのかに関して、余りにも母数が低い数値でした。

本来例えば、一つの方法論としまして、別途その年齢層の人を取って、そこでの傾向を見るということも考えられるのですけれども、基本的な母数としての2,500人で、そして別の500人の調査とどのような差異が生じるのかという、そういうことで今後の

世代を担う若者たちの人権意識というものを測ってまいりたいと考えています。

○新ヶ江会長　　そうしたらこの2, 500人と500人というのは別々に統計を出すということですね。

○出野人権企画調整課課長　　表現を分かりやすくしますと2, 500が標準サンプルということです。500は追加サンプルということでございます。

○新ヶ江会長　　はい、ありがとうございます。他に御意見等ございますでしょうか。

○井藤委員　　最終学歴という項目がありますが、これは必要なんでしょうか。

それと、送られてきたときに質問をやってみたのですが、やはり質問数が多いなというのをすごく感じました。もう少しコンパクトにできないものかなという感想があります。

○出野人権企画調整課課長　　学歴等につきましては、学習歴の中で人権学習や教育活動でさまざまな違いが生じているかと思いますので、そのあたりが人権意識ではどうなのか、その分析といったものを考えてまいりたいということでございます。

もう一つは、質問数がやはり増えている、さほど減ってないということに関しましては、さまざまな検討を繰り返して、あくまで事務局案とさせていただいているのですが、やはり今までの実績との比較も、どうしてもやっていきたいという部分もございまして、重複分などを削らせていただいたおります。これは5年に一度続けておりますが、将来的には抜本的な考え方の精査は必要であると思っております。

今回絞れるところを私ども事務局案としてお示しさせていただいたところで、申し訳ないところがあります。

○光齋市民人権局長　　多いという御意見をいただいているので、検討の余地はあります。

○出野人権企画調整課課長　　そうです、せっかくの御意見でございますので。

これから御意見について、会長様ともお話をさせていただいたり、それぞれの委員様とお話をする中で精査できる部分については精査させていただきたいと考えております。

貴重な御意見、ありがとうございます。

○新ヶ江会長　　よろしいですか。ありがとうございます。

○山本委員　　よろしいですか。ちなみに前回の回収率はどのぐらいありましたか。

○光齋市民人権局長　　これは資料1に出ています。

○出野人権企画調整課課長　　資料1の中段部分に、回答率が43.1%でございますが、先ほど申しあげたように20代未満と20代を合わせても。

○山本委員　　なるほど、少ないですね。

○出野人権企画調整課課長　　20代未満と20代を合わせても9.8%で、その一方、60、70代が半数とは言いませんが、それぐらいの結果になっております。

○山本委員　　この回答率、43.1%というのは普通ぐらいですか。少ないというイメージですか。

○出野人権企画調整課課長　　人権意識調査でこれぐらいの質問数の中におきまして、ほ

かの指標は極端に少ないところもございますけれども、比較的高いと認識しております。

○新ヶ江会長 はい、他はございますでしょうか。

○山口委員 すみません、まず問1ですが、「あなたは、次の人権に関する宣言や法律、条約等についてどの程度知っていますか」の宣言、法律、条約というのはこういう順序でよろしいのでしょうか。それで、私はできたら「世界人権宣言」は大事ですけども、やはり日本国憲法が一番上に来るのが普通ではないかと思えます。

それから前回の調査では同じ質問に「女子差別撤廃条約」が入っていたのに、今回抜かれています。何か理由があるのですか。女性に関する国際条約である「女子差別撤廃条約」、これはまだ日本が選定議定書にはサインをしてませんね。これはぜひ入れておいていただきたい。一番上に来るのは恐らく、日本の人権を規定しているのは日本国憲法だと思いますから、その認識のためにもお願いしたい。

その次に、問39の③「自治会・婦人会」とありますが、堺市に婦人会はありません。女性団体だけではなくて、更生保護女性会など、全部婦人から女性に名前が変わっていると思えますけど。「婦人」という言葉自体がなぜ使われなくなったか御存じですよ。そういうことも含めてお願いしたいということです。

それから問41です。この事業の中に「堺セーフティ・プログラム」、今年の4月から名前が変わっていますが、これは重要な女性のための人権の事業ではないですか。結構、重要な施策を進めていると思えますけど、SDGsを聞いたらこれを絶対に入れておかないとしんどいかなと思えます。

そして同和問題の問11で、「頭からとんでもないと反対する」の「頭から」はいらなと思います。頭からという表現が危ないと思います。やはり余り人体に関わるところでそういう表現するのは人権上好ましくないのではないのでしょうか。

私の具体的な提言についてはそれだけですが、実は第8回と言ったら、これは5年に1回のアンケート調査で40年を迎えているということですね。

先ほど委員からもありましたけれど、わざわざ学歴まで聞いて、その分析をするとおっしゃったけども、私はその学歴と人権意識との関係性についての分析は今まで見たことありません。

この人権意識の調査はものすごく立派ですけども、分析が軽過ぎる。予算の関係もあるのでしょうかけれども、非常にひどい時期がありました。どこかの大学にぼんと丸投げして、恐らく教授が自分の学生にそれぞれの設問を分析させたみたいな、そのまま統一性もないということ。

これは8回、40年かけて堺市民の人権意識調査はどのように変わってきたのかという変化ということが大事であって。去年と比べてこう、前回と比べてこうというのは出されていると思うのですが。経年変化というものです。

私は実は自分が大学院で修士論文を書くとき、第1回から第6回の30年分の分析を

しました。第1回のこの堺市の人権調査は、人権推進委員さんや人権協の役員さんの意識を調査したのです。かなり低かったのです。それは過去のことで、結果に残っていません。もう40年も前のことです。第1回の調査は人権を地域で推進していく人たちの意識を調べてみよう、と自分たちで、ということになされたのですけれども。

質問を減らすとか、変えるというのは時代にとって当然、新しい人権問題が出てきているからいいのですが、最終的に堺市の人権施策を推進するに当たって、やはり経年変化というのをどこかの時点できちんと出していかないと。

私は6回分の30年分の経年変化を調べましたが、ほぼ変わってない。特にジェンダーに関しては、若い男性の意識が逆に低くなっている。結婚して家に帰ったら女性に家にいてほしい、そんなことがすごく高くなったりしている。そういうことからやはり経年変化をどこでとっていくかということも考え、質問を考えないといけないと思います。

でも今回は、コロナのこともきちんと入っている。日本学術会議がこの間、提言を政府に出しましたけれども、感染症リテラシーというのはまだ表現が分かりにくいと思いますので、例えば、医療従事者の家族、あるいは感染したとされる人の家族、お母さんが看護師さんの子ども。そのお母さんが勤めている病院でお母さんが陽性になったわけじゃないのに、陽性患者を引き取っているというところにお母さんがいたら、学校でその子どもが教室を別にされたりというそんなひどいことが起こっているわけです。だからもう少し、その辺のところにねじ込んだ質問が工夫されたら分かりやすいかなと。堺でそんなことがあるのかということが分かればいいかなと思いました。以上です。

○新ヶ江会長　　ありがとうございました。事務局から。

○出野人権企画調整課課長　　はい。非常に貴重な御意見、多岐にわたりましてありがとうございます。我々としてもなかなか思いをはせることができていなかった部分が結構あると思いますので、今の意見は十分に認識させていただいて、そのような方向性を検討し、加えるものは加えるというような形で検討させていただきたいと考えております。

○新ヶ江会長　　すみません、私からも山口委員の先ほどの質問に関して付け加えてですが、今度で第8回の調査をされるということですが、分析に関しては、外部に委託して分析をしていただいているのでしょうか。どこか大学などと協力して分析等何かされたりしているのですか。

○出野人権企画調整課課長　　前回におきましては、大学のいわゆる専門の大学教授の方2名にお願いしております。大阪府立大学の西田先生と大阪市立大学の阿久澤先生です。

その方々に単に調査の結果について、これはこういう傾向にあるということだけではなく、そこからさらに掘り下げたことにつきましての調査結果報告書の中で分析を加えたものをやっていただいております。

今回につきましても、必要な部分に関しては業務委託ということになりますが、その委託の仕様書の条件の中に同様の、同レベルの人選、委託業者と堺市とも協議しながら、そ

の人選について協議することという項目を加えております。やはり同様の学識の先生に依頼するという形の中で詳しい分析を行ってまいりたいと考えています。

○新ヶ江会長 はい、ありがとうございます。

○光齋市民人権局長 委託先は公募させていただく予定です。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

はい、お願いします。

○呉委員 今回の会議は推進計画を作るための会議だと思います。この推進計画は何に基づいているのか、堺市の条例に基づいて作っているのだと思います。計画を作った後、これを誰がどう推進するのか。いろいろ課題がありますね。5年前の前のものもありますけど、誰がどう推進していくのか、そして推進した結果どうなのか。その辺の総括をしないで、また計画を立てる。だったら実際、成果も何も分からないし。だからどうもこの計画の使い方について、ちょっとよく分からないですね。誰がどう推進して、そして5年間の成果を誰が評価するのか。その総括をして、それに基づいて新しい計画ができると思うのですね。それがちょっと分からないところがありますので。

○新ヶ江会長 お願いします。

○出野人権企画調整課課長 はい。意識調査結果に基づきまして、堺市民の方々がいろいろな人権意識をもっているということに関して、それを少しずつでも解決に導くような総合的な推進計画というものを作っていくということですが、作るということが目的というわけではなく、それを実際に実行のあるものに進めていく、そうなりますと確かに行政の責任というのは非常に重いというものがあると認識しております。さまざまなステークホルダーといいますか、もちろん会社、企業であったりそれぞれの市民であったり、それらを分析していくという担い手というのはやはり行政にもかなりの責任があるかと思えます。それをできるだけ市民の方々にも分かりやすいような形で、これはこのように進んでいます、と公表することも非常に必要なことであると考えております。

○新ヶ江会長 はい、ありがとうございます。

今の御意見に関連してでも、別の件でもよろしいですが、何か御意見があればよろしくお願いします。

○懸樋人権部長 すみません。着座で説明させていただきます。今の呉委員からのご意見ですが、5年前にもお世話になりまして、山口委員もそうですが、推進計画を作ってまいりました。そのような中で、まずは堺市職員の人権施策に係る基本方針、方向性を示すものとしての計画として策定しております。そのような中で、評価ですが、毎年各所管に照会を出しまして、事業の内容と成果を集計しております。本来ですと、来年、策定の第一段階としまして、この現行の計画に係っております施策等についての評価といいますか実績等をお出しすればいいかとは思っております。そういう形でやっておりますので、よろしくお願いします。

○新ヶ江会長　　よろしいですか。

私からもこれまでの計画と実行について、お伺いしたいのですが、前回の調査では性別や年代別によるクロス集計の分析をされているということですが、どの年代で人権の意識が低いのか、性別によってはどういうところに、どちらのジェンダーに問題があるのかなど、そういうことを踏まえた上で具体的にどういうところに施策を行っていくかという、ある程度ターゲットを絞ってやっていないと、クロス集計をただけでは、それをしたということで終わってしまうと思います。なので、調査を踏まえて計画を作った上で、そこへ介入をしていった、その結果、どういうふうに意識が変わっていったのかという調査にしないと経年的な意識の変化や、実践の効果というものがどうなのか、これまでの市の取組をどういうふうに評価していくのかということのサイクルにならないと思います。

なので、前回のクロス集計をされたということですが、どういう層に問題があって、そこに対してどういう介入をしていったのかという、具体的な話について何か分かることがあればお伺いしたいのですが。

先ほど山口委員から若い男性の意識が低くなっているというお話がありましたけれども、そうであれば、やはり若い男性に対してターゲットを、そこに焦点を絞った何らかの対策をとらなければいけないと思いますし。そこで意識が変わらないのであれば、じゃあどのようにしてその意識を変えていくのかということを考えていかなければいけないのではないと思いますが、いかがでしょうか。

○懸樋人権部長　　ありがとうございます。会長から頂きましたお言葉ですけれども、委員の皆様もそういう思いをもっていていただいていると思っております。意識調査の目的ですが、確かにどういった政策がどういったところに必要なかということ踏まえる、当然、捉えるということが大事な目的であります。

そういう中で、今おっしゃったようなことを考えながらやっておりますが、なかなか成果に至っていないというのが現実であります。一つ申しあげますと、平和関連の事業といたしましても大阪府立大学と連携させていただき、講義の一つとして戦争の悲惨さを伝えていくなどという施策は行っておりますが、何分申し訳ないのですが、人権、特に啓発の場合、その指標、確実な指標となるべき数字がなかなか拾えません。ですから成果という概念では、これです、上がりました、下がりましたというのはなかなか申し訳ないですが、難しいところがあるのが本音でございます。ただ、そういうことを全然、やみくもに考えもせず施策を行っているわけではないので、そのあたりはまた御理解願えればありがたいと思っております。

以上です。

○新ヶ江会長　　はい、ありがとうございます。

他に何か御意見等ございますでしょうか。

○大井委員　　問10ですが、そこで気になっているのが、オとカです。「同和地区の

人々には、差別されるくやしさを知っているだけに、人として思いやりがある人が多い」と。これは去年や一昨年と多分、経年ですとこの言葉で表現されているのだと思いますが、思いやりとか優しいと言ったら分かりにくい。でも「差別されるくやしさを知っているだけに、人権については敏感な人が多い」という形だったらはっきりすると思うのです。

もう一つ、カですが「同和地区の人は何かあると集団で押しかけてくる」。これはもう今や神話で、どこでそんな事件があったのかということになってしまいます。これがあるとかえって、「へえ、そんなことするんだ」という感じで、逆にこういう偏見を植え付けるのではないかという気がしています。

○新ヶ江会長　はい、お願いします。

○出野人権企画調整課課長　同和問題に対する質問については、説明でも触れたかもしれませんが、一つは特にこの分野に関しては、確かに経年変化をとっているという意味合いはあるものの、やはり時代と共に、現状とかけ離れているというか、逆に言うところこの質問があることによって大井委員がおっしゃられたような妙な誤解が生じるということも考えられなくはないような状況です。例えば、ここの質問ではないですが、差別落書きの事象の表れ方そのものも、インターネット上に書き込むなど変化が表れています。

今回、質問の中の一つでも文言を変えると、経年変化をとるのができなくなってしまうということもありますので、そのほかの質問も踏まえて、今後につきましては抜本的に調整は必要で、いろいろな方々との話し合いは必要であると考えているところです。

○光齋市民人権局長　見直しさせていただきます。ご意見ありがとうございます。

○新ヶ江会長　ありがとうございます。

他に何か、御意見ございますでしょうか。

○松波委員　障害者の人権に関わる質問について、この5年の間に障害者差別解消法が施行され、合理的配慮が行政の義務になるということになっているわけですが、この合理的配慮について新しい問22のア、イが作られたのはいいと思います。アの付き添いの求めるものですが、聴覚障害の人が「安全」ということを理由に、聞こえる人と一緒じゃないと利用できません、ということで拒否したという事件が実はあちらこちらで起こっているのです。私は京都市でも同様の委員をしています。この項目を昨年京都市の調査で聞いたところ、「いや、これは差別に当たらない、安全のためなのだから」というのが多数派だったのです。聴覚障害がある人、弱者に付き添いがいるのはいいこと、ということですが、聞こえない人同士、家族や友達同士で行動する、外出するというのはごく当たり前のことなのに、聞こえない人だけでレジャー施設に行くのは危ないとか、そういう考えは実際の偏見ですし、自由を制限するものでもあるということになかなか気が付かないのです。偏見を浮き彫りにするという意味で、いい質問だと思います。

ただ、余りにもその結果が悪かったということもあり、この「施設」という言葉が分かりにくいと思いました。実際に起こった事例が、宿泊施設だったりレジャー施設だった

りするのですが、例えば、「レジャー施設」など入れたほうがイメージはしやすいかなと思ったりします。

もう1点です。前回の問24のところには、新しい法律ができるということで、平成28年施行の障害者差別解消法の説明があります。この説明があることで、そういうものができるのかということが情報として入った人もいるかと思います。

恐らく、いまだに一般市民では障害者差別解消法のことを知らない人が結構多いと思います。公務員や教員などはともかくとして、まだまだ市民の認知度が低いので「知っていますか」という質問はあるけれども、この質問を受けることで勉強になったと思えるような、何かアナウンス効果があるような説明を加えることができないかなと思いました。

あとすみません、もう1点だけ、問24ですが、これは前回と引き続いてですが、ぼやっとした質問だという気がします。「もしあなたに障害がある場合」というのも、実際回答している人の中で何らかの障害が、見えにくいものであってもある場合もあるでしょうし、今後障害者になったらということなのか分からないですけど、それが車いす生活をする事なのか、耳が聞こえにくくなったりすることなのか、すごく曖昧なのです。選択肢も経済的なことから、医薬品のことから、市民の理解、いろいろ入っていますが、これのどれかに回答するにしてもそれが個人的な状況、例えば、選択肢の中の5番「介護や介助してくれる人がいないから」というのを選ぶ人は恐らく家族の中の状況をイメージして答えているかもしれない。いろんな年代、いろんな障害を思い浮かべるということからして、余りにも漠然としていて、この結果を基に行政がどういうことに取り組むかというのが見えにくい気がします。

なので、経年変化を見ても、それほど意味があるとは正直思えないので、こういう施策があったらいいのではないかとか、住んでいるまちを住みやすくすることなど、何か施策につなげられるような質問に変えたほうがいいのではないかと、個人的には思いました。

以上です。

○新ヶ江会長 事務局、いかがですか。

○出野人権企画調整課課長 非常にありがとうございます。おっしゃっていただいたことにつきましては、一つ一つごもっともかと思えます。もう少し分かりやすく、レジャー施設を入れるとか、また、障害者差別解消法や、ほかの新しい法律についてもなかなかまだ理解が進んでいない状況にありますし、障害者差別解消法に関しては合理的配慮というのがかなり具体的に求められているものでもありますから、こういったことの注釈や説明により、まず存在を知り、その中身は一体どういうものなのかということを知っていただくということは非常に重要なことであると考えております。

それから問24に関しても御意見を踏まえまして、再度練り直してみたいと、そのように考えております。

○新ヶ江会長 はい、ありがとうございます。

他に御意見、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○山本委員 根拠はないですが、最後に「あなた自身について」という質問がありますが、回答するに当たって、これを先頭にもってきてもらったほうが質問に入りやすいかなと思います。難しいところから入ると、アンケートを書く意欲に影響があると思いますし、例えば、あなたはどこにお住まいですか、という質問からアンケートに入っていくほうが答えやすいかと思います。

○新ヶ江会長 はい、事務局、お願いします。

○出野人権企画調整課課長 ありがとうございます。確かに、これは私どもの案ということで、おっしゃっていただいたような組立てになっている市町村も結構ございます。すんなり入って本質に触れていく組立てについて検討させていただきたいと思います。

○新ヶ江会長 はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

はい、山口委員、お願いします。

○山口委員 質問させていただきます。問36の「ア、刑事裁判手続に被害者の声が十分反映されないことは問題だ」という質問について、この質問の意図は何ですか。この犯罪被害者に関する、犯罪に関する考え方について何かモデルみたいな調査があるのでしょうか。前の問36は削除したのですか。

○出野人権企画調整課課長 はい。

○山口委員 今回は出てこないですね。はい、分かりました。では結構です。

○新ヶ江会長 他にございますでしょうか。

大井委員、お願いします。

○大井委員 経年変化というものを余り重視しなくてもいいと今聞いたので、こういうことを考えていただきたいなというところがあります。それは女性の人権についてです。これは全部マイナーな形の答えになっているのです。例えば、「男の子も女の子も家のお手伝いをしないといけない」という形だったら、そう思うとか、そう思わないとか、何かそういうのが出てくるのではないかという感じがします。だから、共働きだったら、「夫も妻も家事をするためにお互いに協力し合うべきだ」など、前向きな形の質問であれば、その辺出てくるのではないかと思います。マイナーな質問ばかりで見ているだけでちょっとむかつくような文言が多いです。私が女だからそう思うのかも分かりませんが。その辺、考えていただけたら、私はありがたいなと思います。多分、女の人が読んだらそんな感じで全部受け取ると思います。

もう一つ、問21の子どもの人権ですが、これも「いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある」とあるけれど、「いじめはいじめをする側の子どもにも問題がある」というような質問にした場合は、そう思う、思わない、また、「教師は、指導するときに体罰を加えてはいけない」という文言だったら、そうは思わないとか、そう思うとか、その辺が

はっきり分かるのではないかなという感じがします。だからほかの文言も全部そうです。反対側から考えてみるというのもいいのではないのでしょうか。

○新ヶ江会長　はい、事務局お願いします。

○出野人権企画調整課課長　貴重な御意見ありがとうございます。そのほかもそうかもしれないませんが、反対の、角度を変えた、逆の側面も分かることもあるかもしれませんので、その点に関しては御意見を踏まえて、検討させていただきたいと思います。

○新ヶ江会長　大井委員、よろしいですか。

○大井委員　はい。

○新ヶ江会長　大井委員の質問について、付けたしてお聞きしたいのですが。この女性の人権についてはいろいろなことをお聞きになっていますが、この質問に関連することで、堺市では具体的にどういう施策をされているのでしょうか。男女共同参画推進課もあるということなので、男女共同参画の実態調査とは別にここでも人権の視点からも聞くということですね。具体的にこの質問を聞いた上で、どのような施策を考えられていらっしゃるのでしょうか。

○懸樋人権部長　これは恥ずかしい話ですが、今会長もおっしゃっているように男女共同参画の所管がありますので、施策といたしましては、そちらと連携し、話をさせていただくことになると思います。ただ、今回こちらの人権意識調査に入れさせていただいているのは、現在は当然、男女共同参画という概念が基本ですが、俗に言う一昔前の男女差別です、こういう差別意識がいまだにあるのか、ないのかといったところをまず把握したいという意図で今回、入れさせていただいております。

以上です。

○新ヶ江会長　はい、先ほども聞いて繰り返しになるかもしれないですけども、やはりアンケートをとるのであればその結果を踏まえて、施策をどう作るかというところまでを含めて考えないと、ただ意識を調査するだけでずっと経年変わらないということを経年置きにやって、それにどういう意味があるのかというふうに思うのです。すみません、言い方がちょっときついかもしれないですが。なので、全体的に質問項目がこれだけあるのですが、この質問をした上でその結果を踏まえて、じゃあ具体的にどうするのかというのは次のステップになるのかもしれないですが、調査と施策、それをどう評価するかというサイクルを意識したほうがいいのではないかと思います。

○懸樋人権部長　ありがとうございます。会長のおっしゃるとおりです。それこそ言い訳はできないのですが、今、申しあげておりますようにまずはこの意識調査という形をお願いしたいと思っております。今回、課長も申しあげておりますとおり、内容は確かに会長がおっしゃるとおりで、何が目的か分からないと内容の精査もできないのではないかと、ところはよく理解しているつもりです。ただ、今申しあげておりますように所管のほうとも連携しながら、質問項目も精査させていただいておりますので、そのあたりはすみま

せん、今回は御理解をお願いしたいと思います。

○新ヶ江会長　はい、山口委員、お願いします。

○山口委員　会長がおっしゃるとおりで、堺市はこの結果で男女共同参画に関しては、きちんと施策に結びついています。お答えになれないだけで、役所の典型的な例ですね。男女共同参画のことが分からないで人権ができるのかと私は言いたいんですけど、今日はそういうことを話するところじゃないので。きちんと認識しておかないと駄目です。

○懸樋人権部長　はい。

○山口委員　先ほど大井委員のごもっともな御意見もありました。なぜあえてこういうマイナーな聞き方をするかというと、明らかにこういう意識をもっている人がいるからです。建前論で男の子も女の子もお手伝いしたらいい、と言ったら、みんな丸をしますよ。本当にそう思ってなくても、いいことだと丸をします、建前論は分かっておられるのです。

本質的に例えば、男女の役割固定をどうするかということは、今日、教育委員会からも来られていますが、人権の教育の中で学校教育あるいは市民の生涯学習、あるいは社会教育の中で毎年きちんと啓発のテキストを作ったりしている。

それから男女役割の固定や、昇給、昇進というものでは、明らかに堺市役所では女性の管理職を増やしている。局長が女性というのも最近の話なんです。係長試験もこういう調査結果に基づいて、枠を変えていっているのです。すごく低年齢でも、係長試験に意識があれば女性でも男性でも受けられる。今年度の女性管理職の昇進はすごかったんです。これは堺市政始まって以来で、それはこれが基になっているのです。

審議会などの物事を審議する場の委員についても、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例に基づいて、審議会の委員の構成は6対4、どちらかの性が6対4を超えたらいけないというルールをきちんと作ったり、一生懸命審議会にも女性を増やしている。男女共同参画に対しては堺市はすごいんです。何でこんなことを私が説明しているのかと思いますけど。毎年、全課、全部局に男女共同参画に関する事業や施策をあげてもらい、1年後に自分のところで行った評価を自分たちで分析して出してもらい、それをまた男女平等推進審議会で、ここにもメンバーがいらっしゃいますが、きちんと審議して、どのくらい進捗状況があるか、ないか、こういう考えでいいのかななどを、結構、新陳代謝をよくしてやっているのです。そういう話を聞かないと、先生も安心できませんよね。

それでも堺市全体、社会全体としてもまだまだ女性がDVや虐待の被害者になったり、性暴力はなくなっていないということです。この話はそれでよろしいですか。口幅ったいこと申しあげましたが、今後はきちんと答弁してください。

それと、問3の設問の横に全ての差別の問題を書いていたいて説明がされているのですが、できましたらイの「女性の人権問題」のところには「セクハラ、性暴力など」と入れていただいたほうがいいかと思います。性暴力に関しては、別仕立てでそれこそ男女共同参画が国の調査にのっとってDVとかの調査はされています。堺市は別仕立てでやっ

ていますので、この人権の意識調査の中では女性問題はこれぐらいでとどめられているわけです。

○新ヶ江会長　　ありがとうございました。他に御意見、ございますでしょうか。

すみません、私からももう一つ、問42ですが、「あなたの性別をお答えください」というところが今回、自由記述の形になっていますが、このようにされた意図というのはどういうところでしょうか。

○出野人権企画調整課課長　　これは、一つは性的マイノリティの方への配慮で、性自認ということにつきまして、直接記載することによりまして、その方のまさに性自認に基づく回答という形の取扱いをしたいということと考えたのが一番大きなところでございます。

○新ヶ江会長　　ここのところはクロス集計をされるときに年代別と性別のクロス集計をされるということですので、自由な記述をされるとクロス集計がそもそもできなくなるのではないかと思ったのですが。

例えば、ここのところにバイセクシャルなどの回答があったとき、細かいセクシャリティを書く人もいらっしゃると思いますが、そうなったときにそこを集計するのが大変になるのかなと思います。前回では男と女、それに当てはまらない方は御記入くださいという形になっていますけれども、ここのところがセクシャルマイノリティの方に配慮するという点では、このような形で自由に記述していただくほうがいいのかもしいかなと思いますが、でも調査の集計という観点からすると、逆にそこが分析をしにくくするのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○懸樋人権部長　　正直、人権部ということではなく、人として当たり前のことですが、L B G T等への差別がある中で、確かに性的マイノリティという概念に気を使いました。ただ、会長がおっしゃるようにもともとアンケートである、ということもありますので、ここは考えさせてください。どちらかと言うと個人的な私見で言いますと、その案で行きたいところなのですが、どうしても1票、2票、何名の方がここをお書きになるか分からないのですが、数値的な部分も考慮した中で考えさせていただきたいと思います。

○新ヶ江会長　　なので、男性向けの施策をするか、女性向けの施策をするかということも関係してくると思うので、性別によるクロス集計が施策を作る上で必要があるのであれば、それを聞いたほうが良いと思います。

例えば、性別については、「あなたの性の自認は何ですか。男性・女性・その他」ということにして、「あなたが好きになる性は何ですか。」と、別項目を立てると、その人が例えば、性別が男性で好きになる対象が男性。両方というのもし入れたらいいですけども。セクシャルマイノリティに関しての調査をするときはそういう形もありますが、こういうアンケート調査でどのように聞くのがいいのかについて、私も専門の者に聞けばどうい質問項目で聞けばいいかということのアイデアは出せると思いますので、また後ほどよろしければ御相談いただければと思います。

○懸樋人権部長　　ありがとうございます。お願いします。

○出野人権企画調整課課長　　ぜひともお願いします。

○新ヶ江会長　　その他何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、案件（１）についてはこれで一旦終了させていただきたいと思います。続いて案件（２）その他について、事務局より御説明お願いいたします。

○出野人権企画調整課課長　　失礼いたします。２件ございます。

まず、資料４でお配りさせていただいております、「堺市パートナーシップ宣誓制度」につきまして、現状の報告をさせていただきます。

宣誓件数につきまして、令和元年度が１３件、令和２年度が６月末現在で４件です。

パートナーシップを導入した自治体につきましては、６月末現在で５１自治体です。

パートナーシップ宣誓により、どのようなサービスの提供を受けられるのかにつきましては、堺市総合医療センターにおける面会、手術の同意を患者が病院に求めることができること、また泉北ニュータウン内の賃宅住宅の家賃を補助する「泉北ニュータウン住まいアシスト補助制度」について、若年夫婦世帯と同様の取扱いをするというものがございます。あとは本市の特別休暇制度につきましても記載のような取扱いがなされます。

また、令和２年４月１日からは市営住宅の申込みについても親族と同様の取扱いをし、さらに、犯罪被害者やその家族・遺族に食事の支援や買物・清掃等の日常的な家事の支援を行う「日常生活支援制度」について、パートナーが被害を受けたときにその家族・遺族と同様の取扱いとなり、サービスの提供を受けられることになっております。

これがパートナーシップ宣誓制度、前回までにいろいろと御意見を賜ったものでございますので現状の報告をさせていただきました。

もう１件は、資料５にお示しさせていただいております。

本審議会の今年度及び来年度の重点項目といたしましては、今年度は意識調査の実施です。来年度に向けまして、堺市人権施策推進計画の改定といったことが中心になってきます。その中で、まだスケジュール案ですけれども、令和２年度では、１０月及び３月に審議会を開催させていただき、令和３年度においても予定といたしまして審議会を３回程度、中間に、市民の意見をお聞きするパブリックコメント等々を踏まえた中で、計画の成案を策定してまいりたいということで、参考といたしまして、スケジュール案を提示させていただいたということでございます。

以上でございます。

○新ヶ江会長　　はい、ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

すみません、私から１点質問です。スケジュールに関してですが、今年度についてはあと１０月と３月、来年度は７月、１０月にあるということですが、今回はこういう対面の形での会議を行いました。今後の新型コロナウイルスの流行状況によってなかなか対面

での実施が難しくなったりするケースがあるのではないかなと思います。その場合別途の方法など、会議の開催について何か御検討されていますか。

○出野人権企画調整課課長　コロナ禍におきまして、これがいつ終息するのかということも分かりませんし、新しい生活様式をいろいろと考えていかなければなりません。そういう状況下におきまして、なかなか集まって会議をすることが困難であると。特に大学の先生方におかれましてはZOOM等を使って行っている、ということもありますので、委員の先生方に、これから御意見や、あるいは社会情勢といいますか、コロナの状況なども十分踏まえまして、次回以降の開催の方法についてもまた考えさせていただき、御相談させていただきたいと考えております。

○新ヶ江会長　はい、ありがとうございました。

この件につきましては、ほかに何か御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

はい、それではこれで本日の案件は全て終了いたしました。なお、皆様からいただきました御意見につきましては、事務局と私で調整をし、取りまとめたものを最終案としたいと思います。

委員の皆様、長時間どうもありがとうございました。

事務局から連絡事項をお願いいたします。

○福田人権企画調整課長補佐　本日は長時間ありがとうございました。

本日の会議録は新ヶ江会長、松波委員の確認、御署名をいただいた後、委員の皆様に郵送させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

なお次回の審議会についてですが、10月を予定しております。今回に引き続き、人権意識調査について御提案させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○新ヶ江会長　はい、ありがとうございました。

これで本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。